

令和6年度（2024年度） 障がい者芸術文化活動普及支援事業について

1 本事業の必要性・目的

障がい者の自立及び社会参加を促進するため、重要な社会活動の一つである障がい者の芸術文化活動の支援を推進する観点から「芸術活動に係る相談支援」「芸術文化活動を支援する人材育成」「芸術文化活動に参加する機会の確保」「情報収集、発信」等の事業を実施する。

2 事業の内容

本事業は、障がい者の芸術文化活動支援を行う民間団体（1事業所）への補助金の拠出を通じて、以下の事業内容を実施し、障がい者の芸術文化活動を支援する。

令和6年度（2024年度）予算額：5,000千円

※国の障害者芸術文化活動普及支援事業（国1/2、県1/2）を活用。

【事業内容の詳細】

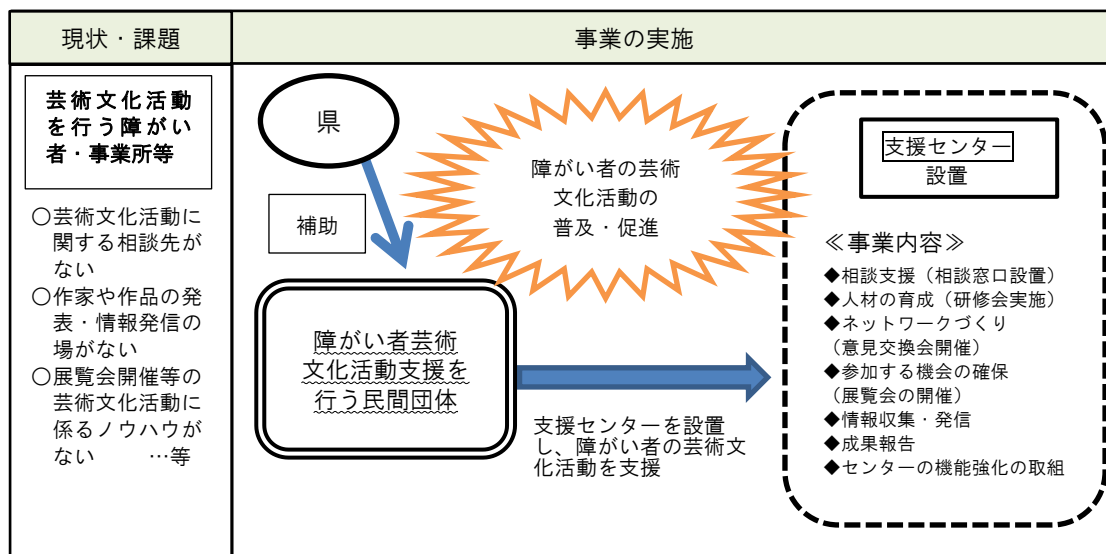
(1) 補助を受ける民間団体は、障がい者の芸術文化活動支援の拠点となる「障がい者芸術文化活動支援センター」（以下、「支援センター」という。）を設置し、以下の事業を実施する。

- ① 芸術活動に関する相談支援
- ② 芸術文化活動を支援する人材の育成
- ③ 関係者のネットワークづくり
- ④ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- ⑤ 情報収集、発信
- ⑥ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

(2) 支援センターの機能を強化するため、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施する。

- ① 県内の障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス
- ② 県内の福祉施設等と文化施設や文化芸術団体等が連携する取組に対する支援

<事業の仕組み>



3 補助対象団体の選定

補助対象団体は公募のうえ、芸術文化関係者、行政関係者等で構成する審査会を設置して選考することを原則とするが、応募団体が同一団体であり、かつ前年度の補助団体で同様の事業を実施する場合には、審査会での選考を行わず、補助団体を決定することができるものとする。

（予定）～4月下旬 募集

～5月中旬 補助団体決定

～5月下旬 事業開始